

●特集●

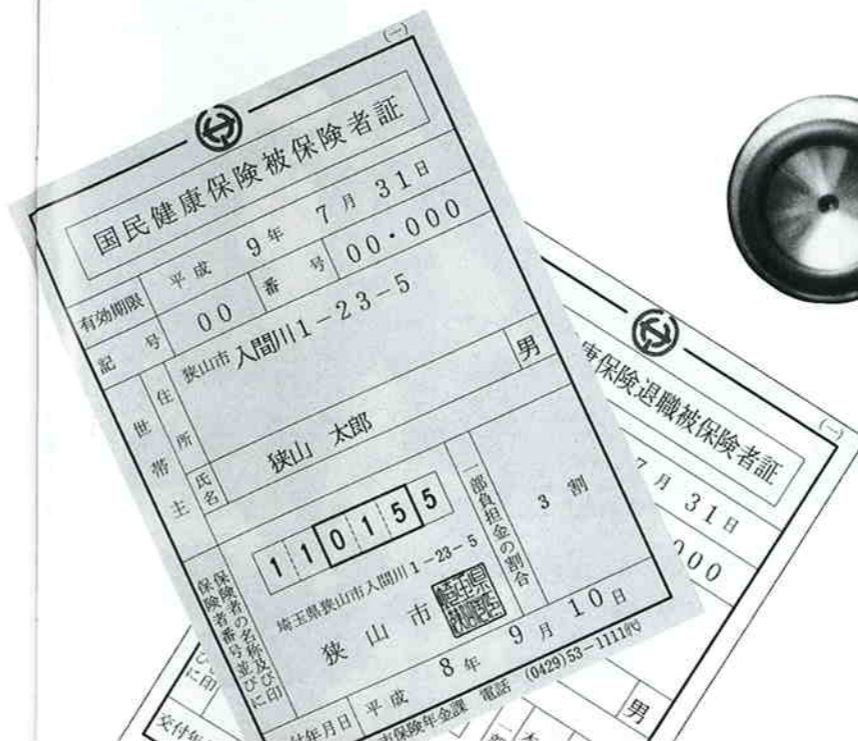
# 国民健康保険



『もしも』のときや『緊急』のときに備えて……

# 国民健康保険 制度とは？

国民健康保険(以下国保)は職場の健康保険など他の医療保険制度に入れないかたのために設けられ、さまざまな医療給付をおこなっています。国保は「もしも」のときや「緊急」のときに備えて、加入者それぞれが、収入に応じて保険税を出し合い、医療費に充てていくなど、お互い助け合って健康を守っていく制度です。今回は、健康な生活を支えるこの大切な国民健康保険の制度を知っていただきたいと思えます。



## すべての人が健康保険に加入

日本は、国民皆保険制度をとっており、国民はだれでも生まれたときから社会保険、国保など何らかの健康保険に加入しなければなりません。会社や官公庁などにお勤めのかたは、やその被扶養者に認定されるかたは、職場の健康保険(社会保険や共済組合など)が適用され、自営業や退職して職場の健康保険の資格を失ったかたなどは国保に加入します。ほかに、事業・業務ごとの国民健康保険組合があります。こちらは職場での加入となります。

どが特定されます。国民皆保険という制度によりすべてのかたについて健康保険への加入が義務づけられていると同時に適切な保険へ加入していただくようになっていきます。

このように健康保険はそれぞれ対象となるかたが異なり、世帯ごと、また一人ひとり加入すべき健康保険(社会保険、共済組合、国保、国保組合)

このように健康保険はそれぞれ対象となるかたが異なり、世帯ごと、また一人ひとり加入すべき健康保険(社会保険、共済組合、国保、国保組合)

**国保対象者**  
自営業のかたなど職場に健康保険がないかた



**社会保険対象者**  
サラリーマンや公務員など職場に健康保険があるかた

## 資格

届出は14日以内！  
会社を退職して職場の健康保険の資格がなくなったり生活保護法の適用を受けなくなったときなどは、自分で市役所に届けて国民健康保険の加入手続きをしなければなりません。手続きは今まで使用していた保険証の資格喪失日から14日以内に行うことになっています。

◆もし加入の届出が遅れると…  
診療給付)▼お医者さんに行っても保険証がないために保険診療が受けられず、一時的に医療費を全額支払わなければならない場合があります。保険税)▼資格を取得した月までさかのぼって納めなければなりません。そのため、届けが遅れば遅れるだけ、一度に納める保険税の額は大き

◆もし、脱退の手続きが遅れると…  
診療給付)▼資格がないのに国民健康

◆退職者医療制度  
退職者医療制度は、厚生年金などの被用者年金の被保険者期間が20年(240か月)以上か40歳以降10年(120か月)以上で、受給権の発生したかたが対象となります。該当者は、医療費が本人2割、被扶養者3割(入院のみ2割)の自己負担となります。該当するには届け出が必要です。

- ① 保険証
- ② 年金証書(国民年金は除く)
- ③ 印鑑

## こんなときは、14日以内に届け出を

### 加入するとき

- 他の市区町村から狭山市に転入したとき
- 職場の健康保険をやめたとき
- 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- 子供が生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

※すでに家族のなかで国民健康保険に加入している人がいる場合は、来庁時にその国民健康保険証もご持参ください

### 脱退するとき

- 他の市区町村に転出するとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 職場の健康保険の被扶養者になったとき
- 国保の被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

### その他

- 退職者医療制度の対象になったとき
- 狭山市内で住所が変わったとき
- 世帯主や氏名が変わったとき
- 世帯を分けたり、一緒にしたとき
- 出張や長期の旅行などで別に保険証が必要なき
- 修学のため、別に保険証が必要なき
- 保険証をなくしたとき、あるいは汚れて使えなくなったとき

※国保加入世帯の中には、保険証が2通以上(一般・退職、マル遠、マル学)出ている場合がありますので来庁時には全てご持参ください